

一般社団法人全日本学生遊技連盟会費規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本学生遊技連盟（以下「本会」という）の定款第7条に基づき、本会への入会金及び会費の額に関して定めることを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 名誉会員 入会金0円 年会費0円
- (2) 正会員 入会金0円 年会費0円
- (3) 賛助会員 入会金0円 年会費0円

ただし、該当年度の6か月経過後に入会申し込みをした会員が納付する初年度の年会費額は、上記にかかわらず年会費の1/2とする。

2 入会時に納入すべき入会金と会費は、入会承認後3か月以内に納入しなければならない。2年目以降の年会費については、各年度の6月までに納入するものとする。

3 会員の年会費の有効期間は、入会承認日の年度末までとする。

(納付)

第3条 前条に定める入会金や会費は、法人の指定する銀行口座に振り込むことにより納付するものとする。

2 前項に規定する入会金等の振込みに係る振込手数料は、会員の負担とする。

(規程)

第4条 本規程の改正は理事会の決議による。

(附則)

この規程は、令和4年9月26日から適応する。